

## 防火管理が義務付けられている防火対象物

### 特定防火対象物

収容人員が30人以上のもの

政令別表第1に掲げる防火対象物の項別区分と防火対象物の用途		
(1)項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
(2)項	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)等
	ニ	カラオケボックス、個室漫画喫茶、ネットカフェ、テレクラ、個室ビデオ等
(3)項	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
(4)項		百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場
(5)項	イ	旅館、ホテル、宿泊所等
(6)項	イ	病院、診療所、助産所
	ハ	老人福祉施設、有料老人ホーム((6)項ロに該当するものを除く。)、障害福祉サービス事業を行う施設等
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(9)項	イ	蒸気浴場、熱気浴場等
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部に前各項の用途部分を含むもの
(16の2)項		地下街

収容人員が10人以上のもの

政令別表第1に掲げる防火対象物の項別区分と防火対象物の用途		
(6)項	ロ	主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症高齢者グループホーム等
(16)項	イ	(6)項ロの用途が存するもの
(16の2)項		

## 非特定防火対象物

収容人員が50人以上のもの

政令別表第1に掲げる防火対象物の項別区分と防火対象物の用途	
(5)項	<input type="checkbox"/> 寄宿舍、下宿、共同住宅
(7)項	学校
(8)項	図書館、博物館、美術館等
(9)項	<input type="checkbox"/> 公衆浴場(蒸気浴場、熱気浴場等は除く)
(10)項	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場
(11)項	神社、寺院、協会等
(12)項	<input type="checkbox"/> 工場、作業場
	<input type="checkbox"/> 映画スタジオ、テレビスタジオ
(13)項	<input type="checkbox"/> 自動車車庫、駐車場
	<input type="checkbox"/> 航空機の格納庫
(14)項	神社、寺院、協会等
(15)項	事務所等((1)項から(14)項までに該当しない事業場)
(16)項	<input type="checkbox"/> 複合用途防火対象物のうち、特定用途部分を含まないもの
(17)項	重要文化財等

対象物	面積等
新築の工事中の建築物 (電気工事等の工事中)	地階を除く階数が11以上かつ 延べ面積10,000㎡以上
	延べ面積50,000㎡以上
	地階の床面積の合計5,000㎡以上
建造中の旅客船 (浸水後で艀装中)	甲板数11以上